

「山梨県北巨摩郡須玉町宮坂家文書」について

神 田 由 築

1 資料の概略

山梨県西八代郡三珠町民文化資料館には、一九八九年に北巨摩郡須玉町若神子新町の宮坂家（現当主は宮坂百合子氏）から寄贈された、約二三〇点にのぼる歌舞伎・浄瑠璃関係資料が所蔵されている。これらの資料はほとんどすべて、同家の先祖で、明治期に東京で歌舞伎役者を勤めた市川輝之輔（資料では「輝之甫」「照之助」とも表記、本稿では芸名を「輝之輔」で統一）が書写・収集したものである。

資料の種類を分類すると

- | | |
|-----------------|------|
| ① 歌舞伎台本 | 一五八点 |
| ② 歌舞伎の書き抜き（台詞集） | 六点 |
| ③ 浄瑠璃正本 | 一五点 |
| ④ 浄瑠璃稽古本 | 一五点 |
| ⑤ 大道具附帳 | 二点 |
| ⑥ 番付・名札 | 一二点 |
| ⑦ 合巻・赤本・青本等 | 一五点 |
| ⑧ その他 | 二点 |

となる。

①歌舞伎の台本が同家文書の大半を占める。これは、ある歌舞伎芝居の台詞を段ごとに書写したもので、表紙に「寅春新狂言」「辰の夏写」など千支の記載があることから、実際の興行に備えて作成されたと考えられる。

具体的な年代を記すものが二〇点あり、その内訳は明治一四年（四点）、同一七年（二点）、同一八年（一点）、同二年（九点）、同三年（三点）、同三年（一点）である。それぞれの年に実際に興行が行われたかどうか、『続歌舞伎年代記』¹⁾によって調べてみた。ただし、同書に収録された記録は断片的なもので、実際に興行が行われていても記録がない可能性もある。台本の記載年代と同書の記録とが一致したのは、「戊子（明治二年）の夏狂言」の「自来也物語」九点である。『続歌舞伎年代記』によれば、同年十一月一日から東京吾妻座にて、七代目沢村訥子一座による「自来也豪傑物語」が上演されている。おそらく輝之輔はこれに同座したのであろう。ところで歌舞伎台本には、後述するように、裏表紙に「市川輝之甫」「市川葉七助」など書き込みをしたものが相当数ある。したがって、これらの歌舞伎台本は、基本的に輝之輔自身が書写したもので、彼が東京の舞台で活躍したのは明治一〇年代から三〇年代頃にかけてとみられる。台本にみる演目は圧倒的に義太夫狂言が多く、しかも今日でも上演される有名なものが目立つ。

②歌舞伎の書き抜き（台詞集）は、①が芝居の登場人物すべての台詞を掲載するのに対し、ある役の台詞のみを書き抜いたものである。「大当勢理婦（せりふ）集」は、いわゆる「鸚鵡石」（名台詞集）のようなものである。③は全段収録の浄瑠璃本、④は部分収録の浄瑠璃本である。いずれも刊本が多い。歌舞伎台本と同じく、裏表紙に書き込みをもつものがあり、輝之輔が浄瑠璃の稽古に用いたものであろう。ほかに注目されるのは、

⑥の番付・名札である。名札は輝之輔自身のもの、番付は輝之輔の師匠と思われる市川照蔵いちかわていさうに関するものである。

①から⑥までの資料は、ある歌舞伎役者の活動の軌跡を示すコレクションとして、非常に貴重なものである。⑦と⑧は舞台とは離れて輝之輔が個人的に残したものであろうが、これも裏表紙に書き込みがあり、伝来経緯が推測できる点でも興味深い。

2 市川輝之輔について

さて、これらの資料を残した市川輝之輔とは、どのような役者だったのか。市川輝之輔は本名を宮坂岩吉という。弘化二(一八四五)年頃の生まれで、昭和四年に八四歳で没している。彼が歌舞伎役者になった経緯については、ほとんどわからない。ただ、これに関しては、七代目市川團十郎が江戸から信州への途次、若神子新町に立ち寄ったことが関係しているのではないかとする説がある²⁾。嘉永六(一八五三)年頃、七代目團十郎は甲州から信州にかけて旅をする。その模様は、彼自身が残したとされる「遊行山猿」(山梨県立図書館蔵・甲州文庫)にうかがえる³⁾。団十郎が若神子に立ち寄ったときの部分を引用しよう。

若神子といへるむらのかみ太兵衛ぬしに一宿を頼みて仮寝する、数の扇子唐紙にとび、夜明して立出る、此家に女子を願ひ居候てたるか成就して、玉の如き女子を得たる七夜の振舞二行合せて其よしを囁、宝井尊師の玉吟を思ひ出して

ふみ月やその若御子の御出生

明早々道をいそぎ(後略)

団十郎は若神子村で一泊したようである。ただし、この記述だけでは団十郎が宮坂家に立ち寄ったかどうかはわからない。したがって、前述の説については、いまのところ確証は得られない。

ところで、歌舞伎台本等の裏表紙には、持ち主のものとみられる名前が書かれたものがある。おもな人名と判明するかぎりの表記年代とを列挙すると、次のようになる。

市川葉七助(輔)	明治一四年一〇月
市川輝之甫	
市川照之甫	明治二三年一〇月
瀧の屋(家)	
岩井染紫	明治一八年一月
亀谷染之助(輔)	明治二年 五月
沢村訥久丸	
坂東筆之助	

このうち「市川葉七助」「市川輝之甫」「市川照之甫」は輝之輔の芸名、「瀧の屋」は屋号を表すと考えられる。輝之輔は歌舞伎の世界に入った当初「市川葉七助」の芸名を用い、のちに「市川輝之輔(甫)」あるいは「市川照之輔(甫)」と改名したのであろう。輝之輔が歌舞伎の道に入ったのは明治一〇年前後、改名したのが二〇年前後と推測される。その他の人名は彼の周辺にいた役者の可能性がある。

また同家文書には、市川照蔵なる役者にちなむ資料も含まれている⁴⁾。たとえば次の通りである。

番付「東京腕人気競俳優」

明治一六年一二月 左側下段に「市川照蔵」の名前

番付「三嶋長盛座 東京俳優連」

明治一九年 七月 下段左隅に「市川照蔵」の名前^⑤

『歌舞伎人名事典』によれば、初代市川照蔵は天保一三（一八四二）年生、明治二三年没で、明治一四年一〇月に高崎岩井座を勤めたほかは不詳である^⑥。二代目が襲名したのは明治四五年であるから、同家文書にみえる市川照蔵は初代であろう。輝之輔は初代市川照蔵の弟子であったとみられる。もっとも、最初から照蔵に師事していたかどうかはわからない。入門を機に照蔵から一字をもらい、「葉七助」から「照之輔」と改名したとも考えられる。高崎といえは関東地方を代表する芝居どころであり、高崎から甲府へ芸団が巡演することもあった^⑦。輝之輔を歌舞伎の道にいざなったのは七代目市川団十郎ではなく、地方巡業で甲府周辺に來た初代市川照蔵だったかもしれない。「三嶋長盛座」とは静岡県三島の芝居小屋と思われるので、照蔵が東京を拠点に関東一円の小屋に出演していたことは、容易に推測できることである。

3 地域との関わり

さて、市川輝之輔に関係する人名のほかに、山梨県内外の地名等を書き留めた資料もある。その具体例をあげよう。

歌舞伎台本 甲(州)若(神子)新(町) 岩(吉)

歌舞伎台本 岩井田町今宿 森泉三四郎

歌舞伎台本 甲州巨摩郡逸見筋 竹本鶴太夫

浄瑠璃正本 駿東郡御厨阿多野村 鶴写求

浄瑠璃正本 松代木町 藤屋／長野町大門（明治二三年一〇月）

浄瑠璃稽古本 甲斐国都留郡内領 忍草村 渡邊氏

浄瑠璃稽古本 甲州巨摩郡若神子新町 岩吉

合巻 (甲府市) 上一条町

絵本 甲斐国辺若宮岩新町 升屋岩吉（宮坂岩吉）

その他 山梨県北巨摩郡若神子旧新町 松栄亭（大正二年一月）

これらの地名は大きく二つの種類に分けられる。一つは輝之輔の出身地（居所）である若神子新町周辺（甲府市内や巨摩郡内を含む）の地名、一つは都留郡や駿東郡（静岡県）、松代木町・長野町（長野県）など遠方の地名である。興味深いのは後者の事例である。これらの表記をもつのは、いずれも浄瑠璃の刊本である。輝之輔の手を通して、貸借あるいは購入されたものである。静岡県駿東郡の「鶴写求」の署名をもつ浄瑠璃正本には、「此本何方様^⑧遣し候とも、御覧之清は早々持主方へ御返済可被下候様、奉頼上候」という文言が併記されている^⑨。この浄瑠璃正本が複数の人々の間で貸借されていたこと、しかも静岡・山梨両県にまたがった貸借関係が成り立っていたことなどがわかる。また「松代木町 藤屋」という古本屋の印をもつ浄瑠璃正本もある。これには「于時明治廿三年十月 長野町大門古本ニテ求メ 市川照之甫」という署名があるから、輝之輔自身が長野で求めたことがわかる。輝之輔が若神子新町周辺だけでなく、山梨県都留郡から静岡・長野両県にかけて、歌舞伎・浄瑠璃関係資料を積極的に収集していたことは、当時の出版文化あるいは芝居文化が、相当な地域的広がりを以て享受されていたことを物語っている。

宮坂百合子氏によれば、やがて輝之輔は東京から山梨に戻り、神職を勤めながら、ときには村芝居の指導のようなことをしていたという。若神子

新町付近の地名表記をもつものは、輝之輔が帰郷したのちに、みずからが座敷芝居や村芝居を勤めたり、村人を指導したときに使用されたものである可能性もある。輝之輔が山梨に戻った時期は不明であるが、「照之甫」の署名が確認できる年代の下限が明治二三年であるので、おそらく明治末期から大正初期にかけてではないかと推測される。すなわち、この時期に若神子新町周辺では、市川輝之輔という一人の歌舞伎役者が芝居文化をリードしていたが、その文化は輝之輔というパイプを通じて、東京・中央の芝居文化や、静岡―山梨―長野にまたがる出版文化とも、間接的につながっていたのである。ただし、この輝之輔のように、中央と地方の両方にまたがり芝居文化の享受・普及に努めた人物が、はたして極めて稀な例なのか、それとも甲信地方では、あるいは明治・大正期にはよくある例なのか、には判断しがたい。

「註」

- (1) 田村成義編『続続歌舞伎年代記 乾』（原本は大正一一年刊行、ここでは『続続歌舞伎年代記 乾』鳳出版、一九七六年を参照）。
- (2) 三珠町民文化資料館主事的小林善英氏による。同氏によれば、七代

目団十郎は信州飯田の関島家にて歌舞伎十八番の書き物を残している。七代目団十郎が宮坂家に草鞋を脱いだのは、その途次ではないかという。(3) 「遊行山猿」と団十郎の若神子村滞在については、『団十郎と山梨』（山梨日日新聞社、一九八五年）に記述がある。

(4) 三珠町民文化資料館には同家文書のほかに、名取晃氏が寄贈した市川照蔵の役者絵が二枚存在する。

(5) このときの市川照蔵は座頭で「ときはいまきさうのはたあげ時今也枯梗旗竿」の武智光秀、「傾城反魂香」の又平のほか、「隅田川流の白浪」の惣太を演じている。

(6) 野島寿三郎編『歌舞伎人名事典』（日外アソシエーツ、一九八八年）一〇七頁。

(7) 甲府町年寄の「御用留」によれば、天明五（一七八五）年七月、上州高崎夷屋久右衛門の一座が甲府の教安寺境内で芝居興行をしている（拙稿「江戸の役者と地方興行―甲府と会津若松」服部幸雄編『寛政期の前後における江戸文化の研究』千葉大学大学院社会文化科学研究科研究プロジェクト報告書、二〇〇〇年）。

(8) 赤本の中にも「この赤本何方様江参り申候とも、御覽被遊候上、早足御帰可被下候、亦かし一切相成不申候、以上」と表紙裏に書かれたものがある。

(二〇〇〇年十二月三十一日受理)

「宮坂家文書」目録

「山梨県北巨摩郡須玉町宮坂家文書」について

分類	資料名	段名(註1)	干支記載	刊行(または写)年代	作成者	版元	形態	備考	書き込みの文言(註2)
歌舞伎合本	相生源氏高砂松	薄の森	辰の夏写				巻冊	7冊	
歌舞伎合本	吾妻花双蝶々	岡崎	辰の夏写				巻冊		
歌舞伎合本	伊賀越道中双六	沼津	巳の春写				巻冊	裏表紙に書き込み	蒲の家
歌舞伎合本	伊賀越道中双六	七ツ目	当辰の冬狂言				巻冊	裏表紙に書き込み	蒲の家
歌舞伎合本	伊賀越道中双六	二・五篇目	巳の春写				巻冊		
歌舞伎合本	磯白浪	雄勝海岸・月夜宿屋	寅夏狂言	明治36年3月(写)			巻冊		
歌舞伎合本	一谷嫩草記	大序	子の著作				巻冊		
歌舞伎合本	一の合嫩草記	二段目	当ル卯嫩草				巻冊		
歌舞伎合本	一谷嫩草記	二段目切	当辰嫩草				巻冊		
歌舞伎合本	妹背山婦女座劇	三段目	丑暮狂言				巻冊	裏表紙に書き込み	蒲の屋
歌舞伎合本	妹背山婦女座劇	三段目	子午嫩草狂言				巻冊	裏表紙に書き込み	甲吉新岩
歌舞伎合本	妹背山婦女座劇	四段目	当ル未の嫩草				巻冊		
歌舞伎合本	松本太功記	本能寺	当ル丑の春狂言				巻冊	裏表紙に書き込み	蒲の家
歌舞伎合本	松本太功記	十段目	子暮				巻冊		
歌舞伎合本	松本太功記	二段目	辰の嫩草				巻冊		
歌舞伎合本	奥州安達原	二段目	辰の嫩草				巻冊		
歌舞伎合本	奥州安達原	三段目	当辰冬教				巻冊		
歌舞伎合本	奥州安達原	四段目	辰の春				巻冊		
歌舞伎合本	近江源氏先陣館	六段目	当ル寅の嫩草				巻冊		
歌舞伎合本	近江源氏先陣館	六ツ目	辰秋教				巻冊		
歌舞伎合本	加賀見山田鶴終	七ツ目	辰の春				巻冊		
歌舞伎合本	加賀見山田鶴終	二段目	辰の春				巻冊	裏表紙に書き込み	市川葉七助
歌舞伎合本	仮名手本忠臣蔵	二段目	当辰嫩草				巻冊		
歌舞伎合本	仮名手本忠臣蔵	三段目	当辰嫩草				巻冊		
歌舞伎合本	仮名手本忠臣蔵	四段目	当ル卯の嫩草				巻冊		
歌舞伎合本	仮名手本忠臣蔵	六段目	当辰嫩草				巻冊		
歌舞伎合本	仮名手本忠臣蔵	七段目	子の暮				巻冊		
歌舞伎合本	仮名手本忠臣蔵	七段目	子巳の暮				巻冊		
歌舞伎合本	仮名手本忠臣蔵	九段目	当辰の暮				巻冊	裏表紙に書き込み	市川葉七助
歌舞伎合本	仮名手本	山科	甲暮				巻冊		
歌舞伎合本	鎌倉三代記	七ツ目	当辰の普教				巻冊		
歌舞伎合本	鎌倉三代記・恋伝授文武陣立	七ツ目 六・八段目					巻冊		
歌舞伎合本	鎌倉三代記	大序・二段目					巻冊		
歌舞伎合本	鎌倉三代記	三・四段目					巻冊		
歌舞伎合本	鎌倉三代記	五・六段目					巻冊		
歌舞伎合本	鎌倉三代記	七・八段目					巻冊		
歌舞伎合本	鎌倉三代記	九・十・十一段目					巻冊		
歌舞伎合本	(勅遣帖)						巻冊		
歌舞伎合本	義臣伝説切腹歌	八ツ目	当巳の嫩草				巻冊	書き込み	沢村静久丸持物
歌舞伎合本	吉例寛政切腹	八ツ目	己亥の口きやうけん				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	九ツ目	申暮新狂言	(明治32年(写))			巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	十段目					巻冊	裏表紙に書き込み	市川性
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	大序・序中・序切・二段目四幕目	卯の種				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	二の切・三の口	卯の秋写				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	三ノ切・四ノ口・五ノ切	卯の秋写				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	野中・内	当ル丑の春狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目					巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	巳の夏写	弘化5年3月(写)			巻冊	裏表紙に書き込み	蒲の屋
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊	裏表紙に書き込み	市川葉七助
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言				巻冊		
歌舞伎合本	木下陸奥割合戦	八ツ目	当辰普狂言						

[illegible]

「山梨県北巨摩郡須玉町宮坂家文書」について

[illegible]

[illegible]

註1: 具体的な段名(尼ヶ崎の段など)は基本的に省略し、段数の記載がない場合にのみ示した。

註2: 千鶴万亀などの祝言は省略した。

註3：此本何万様江道し候とモ、御寛之清は早々持王万へ御返済可被下候様、奉頼上候、以上 駿東郡御厨阿多野村 御与末]

註4:「十時明沿古三年十月長野則天門占本一ツ米ヲ市川照之用」

註3: この赤本何万様江参り申候とも、御覽敬近候上、千足御需可般下候、外がし一切相成不申候、以上]

註：数量は基本ロジック。例外は備考に記す。